

再犯防止の近年の動向について

法務省説明資料

令和 6 年 1 月 2 6 日（金）

本日本話すること

1

「再犯防止」を取り巻く状況について

2

第二次再犯防止推進計画の概要について

3

地域再犯防止推進事業について

4

地方公共団体における再犯防止の取組の推進について

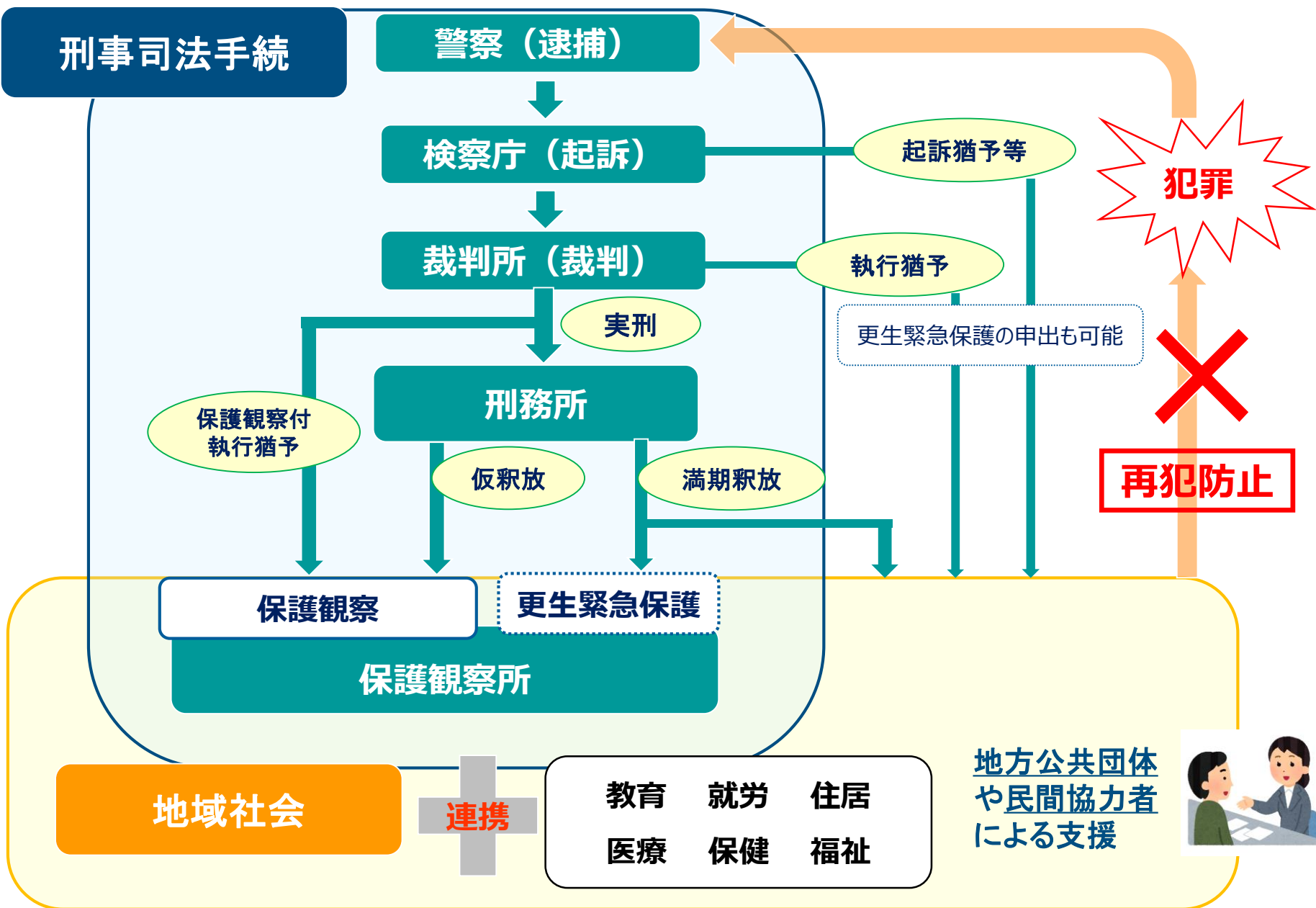
5

その他お知らせについて

▶ 「再犯防止」を取り巻く状況について

- 1 刑事司法手続の流れ（成人の場合）
- 2 再犯防止の必要性
- 3 再犯防止の取組について

1 刑事司法手続の流れ (成人の場合)



2 再犯防止の必要性

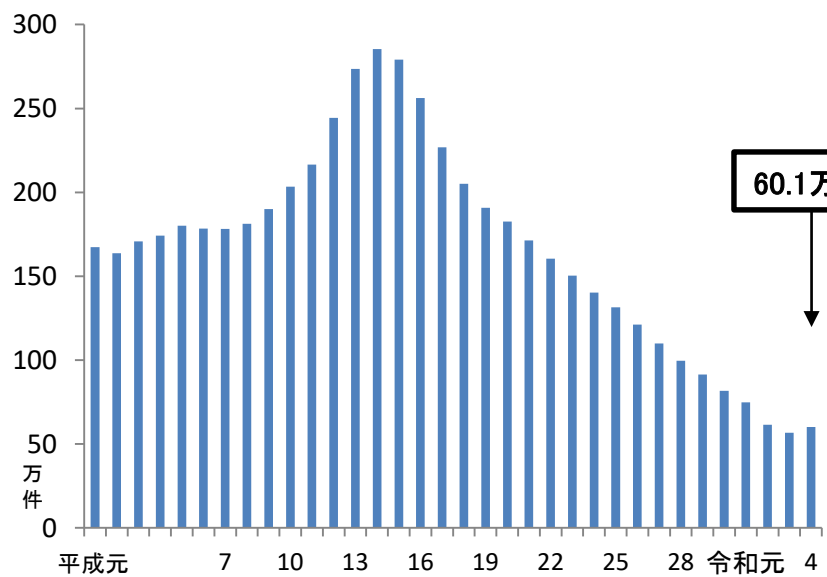
刑法犯認知件数

令和4年の刑法犯認知件数は

60万1千件

で減少傾向にある
(警察庁発表犯罪統計資料)

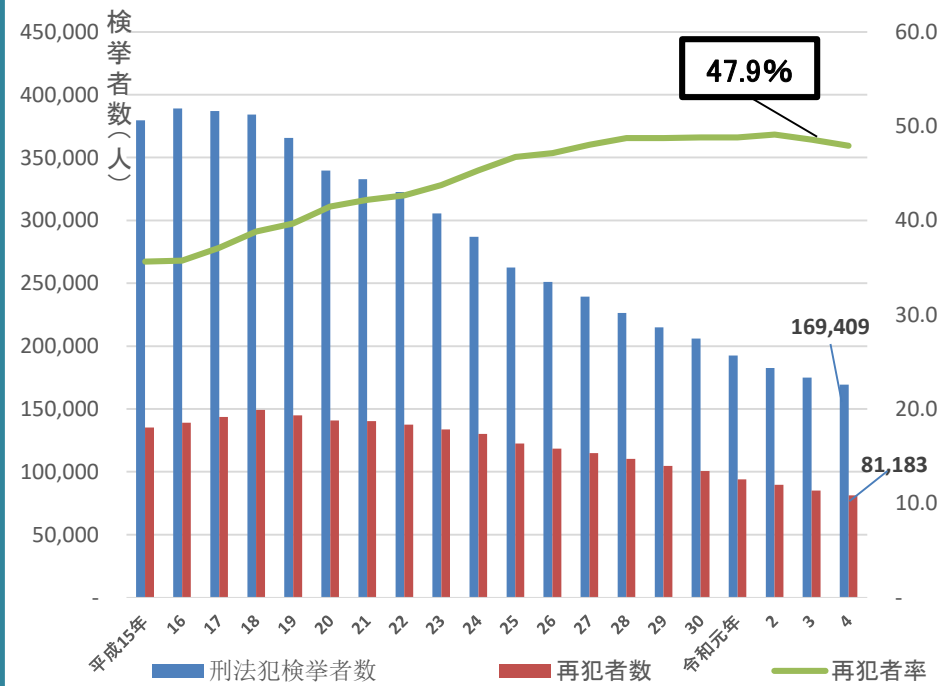
認知件数



刑法犯検挙人員に占める再犯者率

刑法犯検挙人員の 約半数が再犯者

(警察庁・犯罪統計による)



3 再犯防止の取組について

再犯防止の取組は、次の2点に対応することを目的としている

① 犯罪につながる問題性の除去(内的要因への対応)

② 生活環境の改善(外的要因への対応)

様々な「生きづらさ」

疾病・嗜癖

高齢・障害

貧困

生育環境

再犯防止に必要なとなる犯罪をした者等に対する標準的な社会復帰支援フロー

刑事施設

保護観察所

地方公共団体

【一般改善指導】

【指導監督・補導援護】

【継続的な相談支援】

【特別改善指導】
《性犯罪・薬物等》

【特性に応じた専門的処遇】
《性犯罪・薬物等》

【専門的カウンセリング支援】

【医療に関する支援】

高齢・障害に対応した特別調整

【福祉に関する支援】

【職業訓練】

【就労支援】

【職場定着支援】

【生活環境の調整】

【一時的な住居の提供】

【居住支援】

受刑中

仮釈放

刑期満了

▶ 第二次再犯防止推進計画の概要について

- 1 法制定から第二次再犯防止推進計画策定までの流れ
- 2 7つの重点課題
- 3 地域による包摂の推進

1 法制定から第二次再犯防止推進計画策定までの流れ

再犯防止推進法（平成28年12月施行）

再犯の防止等に関する施策について、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯防止施策の基本となる事項を定めたもの



再犯防止推進計画（平成29年12月閣議決定）

- 再犯防止推進法第7条に基づき、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が取り組むべき具体的な施策（再犯防止推進法第11条から第24条までの基本的施策に対応）を定めたもの
- 同法第7条第6項により少なくとも5年ごとに見直すこととされ、第一次の再犯防止推進計画（以下「第一次計画」という。）は、令和4年度末をもって計画期間が終了



第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）

- 第一次計画の施策の取組状況や課題等を踏まえ、再犯防止の取組の更なる深化・推進を目的として策定されたもの
- 計画期間は令和5年度から令和9年度末までの5か年

2 7つの重点課題

第一次計画

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
- ⑥ 地方公共団体との連携強化等
- ⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備

第二次計画

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ **地域による包摂の推進**
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等



第二次計画における基本的な方向性

- 個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「**息の長い支援**」の実現
- 支援の実効性を高めるための**相談拠点**及び地域の**支援連携（ネットワーク）拠点**の構築
- 国と地方公共団体との役割分担を踏まえて**地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進**するとともに**国・地方公共団体・民間協力者の連携**を更に強固にすること

⑥ 地域による包摂の推進

「刑事司法手続終了後も、国、地方公共団体、民間協力者等がそれぞれの役割を果たしつつ、犯罪をした者等が、地域社会の一員として、地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻っていくことができる環境を整備すること」

<国・都道府県・市区町村の役割の明確化>

国

- 刑事司法手続の枠組みにおいて、犯罪をした者等が抱える課題を踏まえた必要な指導・支援を実施する。
- 再犯防止に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や、地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて必要な情報の提供、助言等を行う。

都道府県

広域自治体として、

- 各市区町村で再犯の防止等に関する取組が円滑に行われるよう、市区町村に対する必要な支援や域内のネットワーク構築に努める。
- 市区町村が単独で実施することが困難と考えられる、就労・住居の確保に向けた支援や罪種・特性に応じた専門的支援などの実施に努める。

市区町村

地域住民に最も身近な地方公共団体として、

- 福祉等の各種行政サービスを必要とする者、とりわけこうしたサービスへのアクセスが困難である者等に対して適切にサービスを実施する。

⑥ 地域による包摂の推進

<国による支援>

- 地方公共団体の取組への支援
 - 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の支援、地方公共団体への情報・知見の提供
- 地域における支援の連携強化
 - 保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
- 相談できる場所の充実
 - 保護観察所による刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充

▶ 地域再犯防止推進事業について

- 1 地域再犯防止推進事業の概要
- 2 地域再犯防止推進事業における直接支援の実施例

1 地域再犯防止推進事業の概要

背景

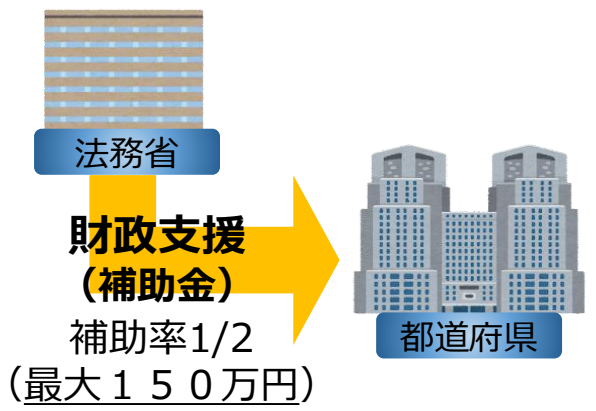
- 刑務所出所者等の再犯防止を更に推進するには、国と地方公共団体が連携した「息の長い」支援が不可欠
- 第二次再犯防止推進計画において、国・都道府県・市区町村が担うべき具体的役割を明示
- 都道府県において、地域の実情に応じた再犯防止施策を実施することができるよう、国による財政支援を実施

事業実施団体

計24都府県（令和6年1月9日現在）

秋田県、茨城県、栃木県、千葉県、東京都、神奈川県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、滋賀県、大阪府、兵庫県、鳥取県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、鹿児島県

事業イメージ



※ 都道府県負担分について地方交付税措置

- (費目例)
- 人件費、報償費、旅費、使用料及び賃借料、需用費（印刷製本費、消耗品費等）、役務費（通信運搬費等）、委託料 等

< 事業内容 >

地域再犯防止推進事業として、以下のメニューを実施。

- (基礎自治体に対する) **施策の企画立案支援等**
 - ・ 基礎自治体間での施策の調整や情報共有を行うための会議等の開催【必須事務】
 - ・ 基礎自治体が地方計画を策定・実施・評価するための情報提供、助言 など
- (基礎自治体に対する) **理解促進・人材育成**
 - ・ 基礎自治体職員等の理解促進のための研修会等の開催【必須事務】 など
- (都道府県が行う) **直接支援**
就労・住居支援 / **専門的支援** / **相談支援** のいずれか1つを実施

2 地域再犯防止推進事業における直接支援の実施例

【就労支援】（例：職場定着支援）

概要	保護観察又は更生緊急保護の期間が終了した者等に対する職場定着支援を実施する。 【実施団体：広島県、愛媛県】（※神奈川県、愛知県においては、本事業ではないものの、県の独自事業として実施）
----	---

【就労支援】（例：直接雇用を通じた就労支援）

概要	保護観察中の少年の雇用を通じ、就労継続に必要な社会的スキルを習得させるとともに、本格的な就労に向けた各種支援を実施する。 【実施団体：長野県】
----	--

【専門的支援】（例：寄り添い弁護士）

概要	弁護士が、犯罪をした者等に対し、刑事司法の各段階において、定期的に面会や関係機関への引継ぎ等の社会復帰に向けた各種支援を実施する。 【実施団体：愛知県、福岡県】
----	---

【相談支援】（例：相談窓口の設置）

概要	犯罪をした者等を対象とした相談窓口を設置し、再犯防止に向けた相談対応を行う。 【実施団体：秋田県、栃木県、東京都、富山県、石川県、福井県、岐阜県、滋賀県、山口県、徳島県】
----	--

▶ 地方公共団体における再犯防止の取組の推進について

- 1 地方計画策定の必要性
- 2 地方計画策定の意義
- 3 全国の地方計画等の策定状況
- 4 地方計画策定の手引き（令和5年3月改定版）
- 5 地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会
- 6 国と地方公共団体が連携した再犯防止対策の推進
～性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～
- 7 再犯防止分野におけるSIB事業について

1 地方計画策定の必要性

地方公共団体における再犯防止の取組の必要性

- **刑事司法手続を離れて地域社会で生活する者に対する支援**については、国が関与できる範囲が限定されるため、**地域住民に対して、保健・医療・福祉など、様々な行政サービスを提供する地方公共団体が果たす役割が重要**

再犯防止推進法（平成28年12月施行）

第4条（国等の責務）

国は、前条の基本理念にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、**国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の実情に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する**

第8条（地方再犯防止推進計画）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における**再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。**

- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。



地域における再犯防止の取組を円滑に進めるためには、

取組の羅針盤としての地方再犯防止推進計画の策定が有効

2 地方計画策定の意義

○ 各種施策の総合的な推進

- 様々な行政領域（就労、住居、保健医療、福祉等）にまたがる再犯防止施策について、整合性をもって総合的に推進することが可能になる
- 「安全・安心な地域づくりを進めていく」という意思を庁内外に対して明らかにすることができる

○ 実施施策の明確化

- 再犯防止施策の具体的な実施内容、実施時期、担当部局が明らかとなり、施策を推進するための工程が定まり、その進捗状況の管理が可能になる
- 地域住民に対しても、再犯防止施策に関する地方公共団体の具体的な取組内容、進捗状況が明確になり、啓発効果も期待できる

○ 計画策定を通じた合意形成

- 計画策定を通じ、庁内で再犯防止施策への理解と合意が得られることにつながる
- 策定過程に地域の関係機関や民間団体等が参画することで、地域の関係者全体での合意形成に資する

3 - ① 全国の地方計画等の策定状況 (R5.10.1現在)

※法務省調べ (各都道府県、指定都市からの回答に基づく)

策定済み (条例の制定を含む) : 580 団体 / 1,794 団体

・ **都道府県 : 47 団体 / 47 団体** (R5.4.1時点 : 572団体)

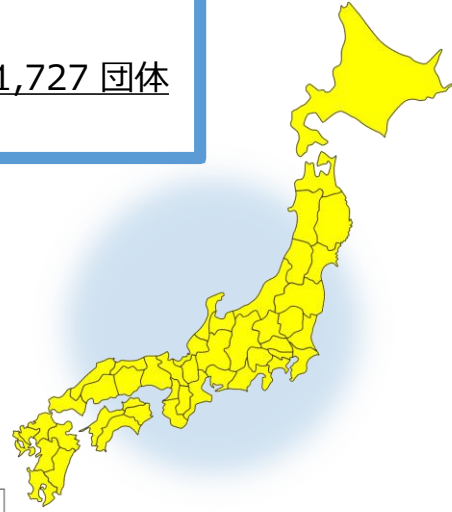
※ 奈良県は、「奈良県更生支援の推進に関する条例」を制定

・ **指定都市 : 19 団体 / 20 団体** ※ 以下太字

・ **その他の市町村 (特別区を含む) : 514 団体 / 1,727 団体**

※ 奈良県五條市は、条例を制定

※ 兵庫県明石市及び奈良県奈良市は条例を制定の上、計画を策定



甲信越・中部地方 (107市町村)

- 新潟県: **新潟市**、長岡市、村上市、糸魚川市、南魚沼市、十日町市、燕市、上越市、魚沼市、胎内市、津南町
- 富山県: 高岡市、砺波市、射水市、水見市、滑川市、魚津市、南砺市、小矢部市、上市町、立山町、入善町、舟橋村
- 石川県: 金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、羽咋市、白山市、能美市、野々市市、加賀市、津幡町、宝達志水町、中能登町、能登町
- 福井県: 福井市、大野市、鯖江市、小浜市、越前町、若狭町、美浜町、おおい町
- 山梨県: 笛吹市、都留市、大月市、西桂町、小菅村、忍野村
- 長野県: 長野市、松本市、岡谷市、須坂市、千曲市、駒ヶ根市、佐久市、諏訪市、飯綱町、南箕輪村
- 岐阜県: 岐阜市、多治見市、美濃市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、瑞穂市、下呂市、海津市、本巣市、恵那市、山県市、中津川市、富加町、七宗町、白川町、笠松町、神戸町、輪之内町、安八町
- 静岡県: **静岡市**、浜橋市、御殿場市、湖西市、伊豆の国市、松崎町、吉田町 ※離島を除く
- 愛知県: **名古屋**市、豊橋市、みよし市、豊田市、知立市、岡崎市、大府市、一宮市、犬山市、岩倉市
- 三重県: 津市、四日市市、伊勢市、名張市、志摩市、亀山市、松阪市、いなべ市、多気町

中国・四国地方 (124市町村)

- 鳥取県: 鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、智頭町、湯梨浜町
- 島根県: 松江市、大田市、安来市、浜田市、出雲市、美郷町、邑南町、津和野町
- 岡山県: **岡山市**、玉野市、総社市、倉敷市、備前市、久米南町、矢掛町、里庄町
- 広島県: **広島市**、三原市、尾道市、大竹市、廿日市市、呉市、竹原市、福山市、東広島市、江田島市、庄原市、熊野町、坂町、世羅町、府中町、安芸太田町、北広島町
- 山口県: 山口市、下関市、宇部市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、美祢市、周南市、山陽小野田市、長門市、萩市、周防大島町、和木町、平生町、上関町、田布施町、阿武町
- 徳島県: 徳島市、小松島市、阿南市、阿波市、吉野川市、鳴門市、三好市、東みよし町、上板町、下勝町、石井町、北島町、神山町、那賀町、つるぎ町
- 香川県: 高松市、丸亀市、善通寺市、観音寺市、三豊市、宇多津町、直島町、多度津町、三木町、土庄町
- 愛媛県: 松山市、今治市、宇和島市、新居浜市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、内子町、松野町、鬼北町、愛南町
- 高知県: 高知市、室戸市、香南市、安芸市、南国市、宿毛市、土佐清水市、土佐市、須崎市、香美市、梶原町、安田町、大豊町、いの町、津野町、中土佐町、大月町、奈半利町、四万十町、黒潮町、越知町、東洋町、馬路村、日高村、芸西村、三原村、北川村

九州地方 (77市町村)

- 福岡県: **福岡市**、北九州市、春日市、糸島市、田川市、久留米市、飯塚市、八女市、中間市、うきは市、柳川市、みやま市、宇美町、志免町、遠賀町、添田町、大木町、須恵町、東峰村
- 佐賀県: 伊万里市、嬉野市、吉野ヶ里町、有田町、基山町
- 長崎県: 長崎市、島原市、諫早市、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、長与町、新上五島町
- 大分県: 大分市、臼杵市、竹田市、豊後大野市、中津市、別府市、豊後高田市、由布市、国東市、玖珠町、日出町
- 熊本県: **熊本市**、益城町、西原村
- 宮崎県: えびの市、日南市、小林市、都城市、日向市、宮崎市、川南町、日之影町、五ヶ瀬町、高鍋町、都農町、新富町、高原町、高千穂町、椎葉村
- 鹿児島県: 鹿児島市、奄美市、日置市、伊佐市、いちき串木野市、鹿屋市、東串良町、龍郷町
- 沖縄県: うるま市、沖縄市、糸満市、嘉手納町、北大東村、多良間村、北中城村

北海道・東北地方 (69市町村)

- 北海道: 小樽市、帯広市、北見市、苫小牧市、北広島市、登別市、士別市、名寄市、留萌市、函館市、北斗市、網走市、釧路市、浦幌町、本別町、妹背牛町、洞爺湖町、南富良野町、芽室町、豊頃町、当麻町、足寄町
- 青森県: 八戸市、弘前市、おいらせ町、鶴田町、鱒ヶ沢町、板柳町、階上町、五戸町、風間浦村
- 岩手県: 盛岡市、久慈市、北上市、花巻市、大船渡市、滝沢市、岩手町、洋野町、普代村、九戸村
- 宮城県: **仙台市**、名取市、多賀城市、大崎市、石巻市、栗原市、東松島市、角田市、亘理町
- 秋田県: 秋田市、男鹿市、鹿角市、大仙市、にかほ市、由利本荘市、大館市、美郷町、小坂町、東成瀬村
- 山形県: 山形市、酒田市
- 福島県: 福島市、伊達市、二本松市、白河市、小野町、三春町、中島村

関東地方 (94市町村)

- 茨城県: 土浦市、結城市、常陸太田市、境町、東海村
- 栃木県: 宇都宮市、栃木市、さくら市、鹿沼市、下野市、那須烏山市、野木町
- 群馬県: 前橋市、館林市、富岡市、安中市、伊勢崎市、みどり市、桐生市、太田市、沼田市、明和町、邑楽町、吉岡町、甘楽町、みなかみ町、東吾妻町、下仁田町、大泉町、嬭恋村、南牧村
- 埼玉県: **さいたま市**、川越市、越谷市、朝霞市、志木市、白岡市、幸手市、吉川市、加須市、和光市、新座市、久喜市、蓮田市、三芳町、川島町、吉見町、ときがわ町、美里町、毛呂山町、嵐山町、皆野町
- 千葉県: 千葉市、南房総市、東金市、大網白里市
- 東京都: 千代田区、墨田区、荒川区、葛飾区、大田区、中野区、豊島区、足立区、江戸川区、八王子市、府中市、国分寺市、福生市、武蔵村山市、昭島市、町田市、日野市、多摩市、稲城市、立川市、調布市、瑞穂町、日の出町
- 神奈川県: **横浜市**、**川崎市**、**相模原市**、鎌倉市、藤沢市、厚木市、座間市、南足柄市、小田原市、逗子市、伊勢原市、開成町、湯河原町、愛川町、大磯町

近畿地方 (62市町村)

- 滋賀県: 大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、栗東市、竜王町、日野町、甲良町
- 京都府: **京都市**、宇治市、舞鶴市
- 大阪府: **大阪市**、堺市、豊中市、高槻市、茨木市、泉佐野市、寝屋川市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、交野市、大阪狭山市、泉南市、東大阪市、吹田市、富田林市、岸和田市、箕面市、池田市、貝塚市、阪南市、守口市、忠岡町、河南町、千早赤阪村
- 兵庫県: **神戸市**、明石市(※)、加古川市、姫路市、三木市、芦屋市、尼崎市、高砂市、西宮市
- 奈良県: 奈良市(※)、五條市(※)、桜井市、田原本町、吉野町
- 和歌山県: みなべ町

3-② 全国の地方計画等の策定状況（単独・包含）

地方計画は、政策的に関連の深い他の計画等と一体のものとして策定することも可能

地方再犯防止推進計画等策定数（策定方法別※1）

法務省調べ（令和5年4月1日現在）

地方公共団体	策定数	策定方法	
		単独で策定	他の関連計画※2へ包含して策定
都道府県	47	43	4
指定都市	19	10	9
その他市町村（特別区を含む）	506	96	410

※1 地方再犯防止推進計画の策定に代えて条例を制定した地方公共団体も含む

※2 地域福祉計画、防犯に関する計画、人権に関する計画等

➤ 地方再犯防止推進計画を策定している地方公共団体のうち、約74.0%が他の関連計画へ包含して作成

※ 市区町村（指定都市を除く）に限定すると、約81.0%が他の関連計画へ包含して作成

主に市町村における地方計画の策定の際に参考となるような標準的な手順や内容をまとめたもの

法務省HPにおいて公表

https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00022.html

目次

第1章 計画策定の意義等 ……………	1
1 法的根拠……………	1
2 計画策定の意義……………	3
3 計画策定の流れ……………	4
第2章 計画に盛り込むことが考えられる主な内容とその考え方について ……………	9
1 計画策定の趣旨等……………	9
2 地域における再犯防止を取り巻く状況……………	10
3 重点課題・成果指標……………	11
4 取組内容……………	11
5 推進体制……………	11
第3章 具体的な取組の記載例等 ……………	12
1 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組……………	12
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組……………	24
3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組……………	33
4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等 のための取組……………	37
5 民間協力者の活動の促進等のための取組……………	41
6 地域による包摂を推進するための取組……………	46
7 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組……………	50

5 地方公共団体における再犯防止の取組を促進するための協議会（令和5年度）

I

全国会議

※都道府県・指定都市
が対象

※令和5年7月7日開催

- ・ 地方における再犯防止の取組において蓄積された成果や課題などについて、全国の地方公共団体での把握・理解の促進を進める。

II

ブロック協議会

※都道府県・市区町村
が対象

※令和5年10月～令和6年1月開催

- ・ **全国6ブロック**において、再犯防止の取組を進める地方公共団体に対し、情報提供や意見交換等を行う。

6 国と地方公共団体が連携した再犯防止対策の推進 ～性犯罪の再犯防止に向けた地域ガイドライン～

【ガイドライン策定の趣旨】

性犯罪をした者に対しては、矯正施設・保護観察所において、認知行動療法等に基づく専門的な処遇プログラムを実施しているが、それらの者の再犯防止のためには、刑事司法手続終了後も地域社会において、支援を継続することが重要。

⇒ 令和4年度、法務省の調査研究事業として、地方公共団体等が地域社会で活用可能な性犯罪をした者に対する再犯防止のガイドラインを策定。

ガイドラインの概要

構成

① 用語の解説

② 性犯罪に関する基本知識

- ・ 性犯罪の発生状況、性犯罪をした者の刑事施設再入率
- ・ 法務省、地方公共団体、関係機関等による取組状況

③ 性犯罪をした者の円滑な社会復帰のために必要な支援

- ・ 支援ニーズの把握
- ・ 具体的な支援方法、支援に当たっての留意点

④ 関係機関との連携の在り方

- ・ 関係機関の役割及び連携方策

付属資料

- ・ インテークシート（対象者のニーズを把握するための質問項目）
- ・ STEPs-R（認知行動療法に基づくプログラム（全5回））
- ・ セルフチェックシート（生活状況を振り返り、問題を視覚的に把握）

ガイドラインを活用した支援の流れ（例）

矯正施設・保護観察所

- 専門的な処遇プログラムの実施
- 保護観察を終了する直前の者等に対して、地方公共団体の窓口を紹介



地方公共団体（主に都道府県を想定）

- インテークシートを活用し、対象者の支援ニーズを把握
- （必要に応じて、）
 - ・ STEPs-Rを活用したプログラムの実施
 - ・ セルフチェックシートを活用したフォローアップ
- （対象者の支援ニーズに応じて、）
 - ・ 医療機関等へのつなぎ
 - ・ その他の支援（就労支援、福祉的支援等）

7-① 再犯防止分野におけるSIB事業について（PFSとSIBとは？）

▶ PFS（Pay For Success 成果連動型民間委託契約方式）

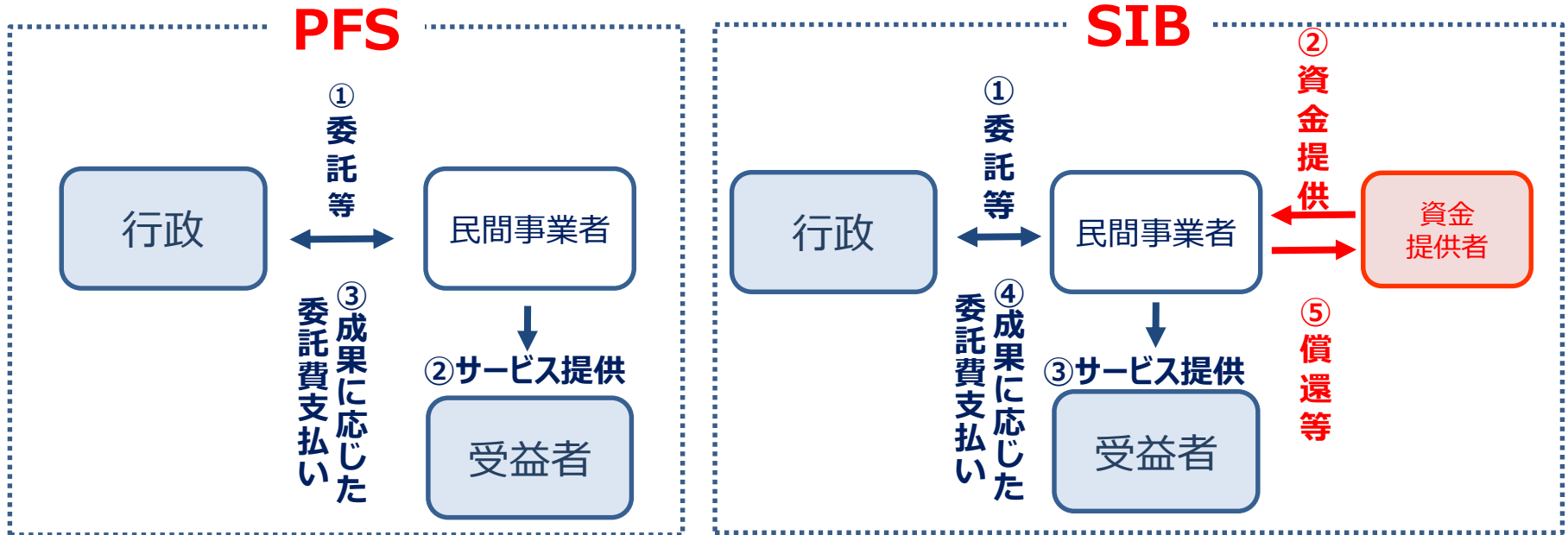
行政が、民間事業者に事業を委託し、事業内容について**民間事業者**に**一定の裁量**を認めるとともに、**成果に応じて支払額が変動**する委託契約の方式。

▶ SIB（Social Impact Bond ソーシャル・インパクト・ボンド）

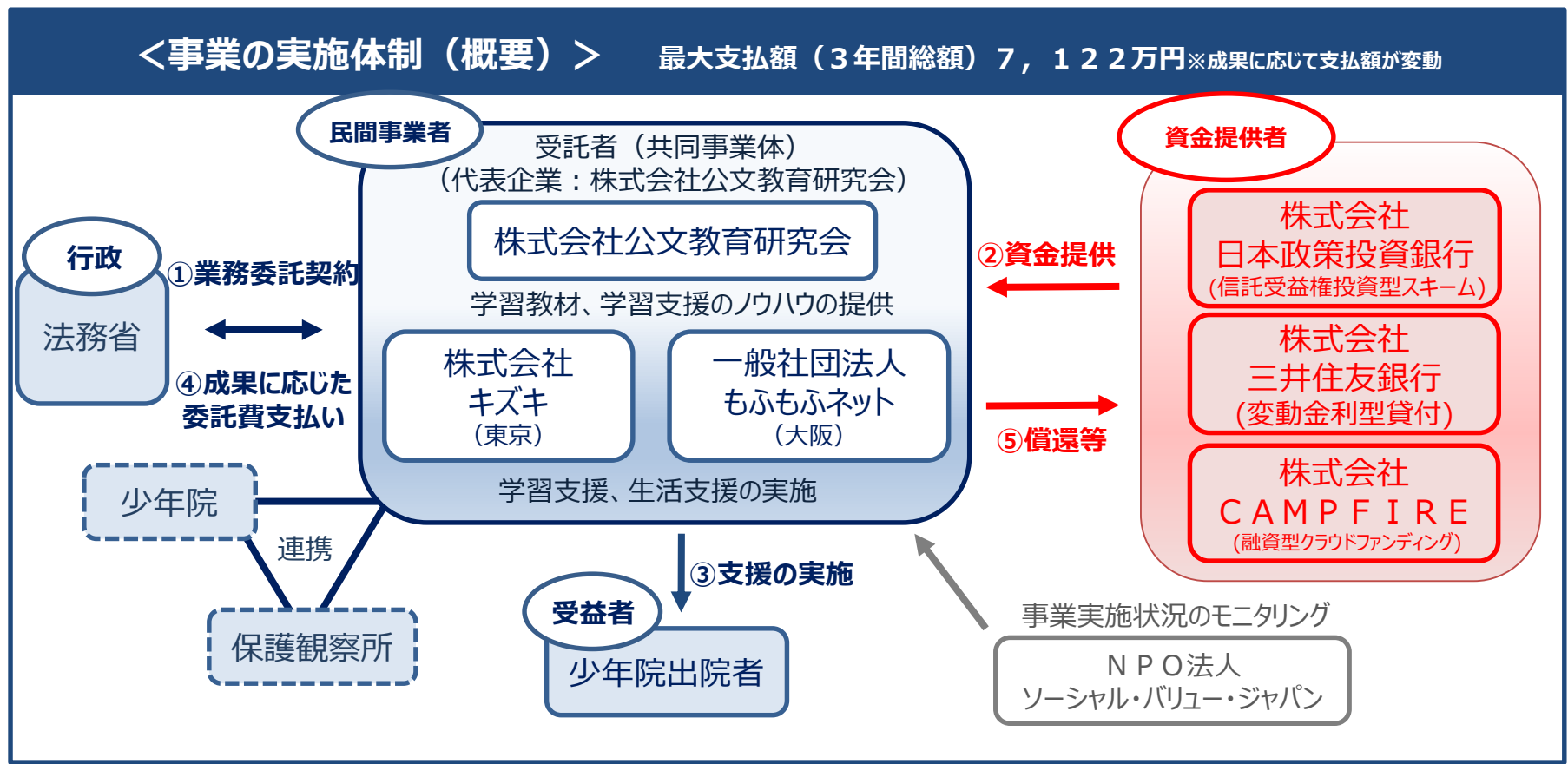
PFSの一類型で、事業を受託した民間事業者が、**金融機関等の資金提供者**から**資金調達**を行い、償還等も成果に連動して行うもの。

メリット①民間事業者の成果連動リスクの負担が軽減されるため、**成果連動リスクの大きな事業**を実施可能

メリット②民間事業者にとって初期費用等の確保が容易となり、**財務基盤が弱い中小企業やNPO法人等**も参画できる



- ▶ **非行少年への学習支援事業**（事業期間：令和3年度から令和5年度まで）
 少年院在院中から学習支援計画の策定等を開始し、**出院後最長1年間の継続的な学習支援**を実施
国が主体となってSIBを活用する初めての事業
再犯防止分野においては、地方公共団体も含めて初の取組



▶ 再犯防止分野におけるPFS/SIBの手引き

地方公共団体において、
再犯防止分野におけるPFS/SIB事業の
導入・実施を検討する際にご活用いただけるよう、

法務省が行ってきた2つのPFS事業を素材として、
PFS事業の導入・実施のプロセスを解説する手引き
を作成

法務省HPにおいて公表

https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00094.html

再犯防止分野における
PFS/SIBの手引き

～法務省におけるPFS/SIB事業の実施プロセス等解説～

令和5年6月

法務省

大臣官房秘書課企画再犯防止推進室

▶ その他お知らせについて

- 1 保護司の適任者確保について
- 2 自治体に御協力いただいている事例
- 3 改正更生保護法に基づく保護観察所による地域援助
- 4 広報・啓発

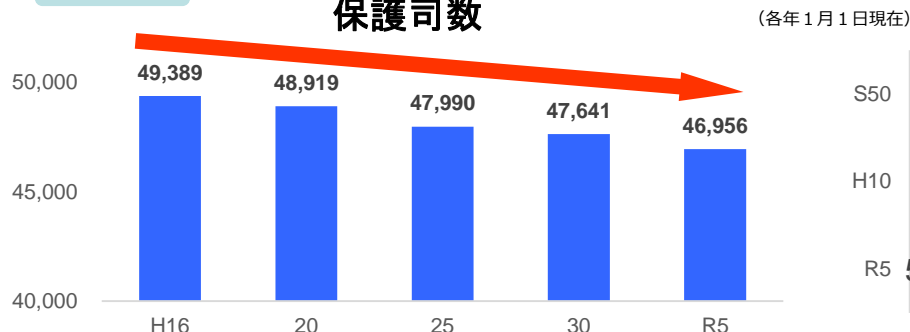
1 保護司の適任者確保について

保護司とは

- ・地域の更生保護活動を担うボランティア（法務大臣から委嘱）
- ・全国に46,956人（充足率：89.4%） 平均年齢65.6歳 女性率26.8%（いずれもR5.1.1現在）
- ・地域ごとに保護司会を組織して活動（全国886か所）
- ・保護観察官と協働して保護観察、生活環境の調整、犯罪予防活動等を行う。
- ・活動拠点として、各保護司会に更生保護サポートセンターを設置

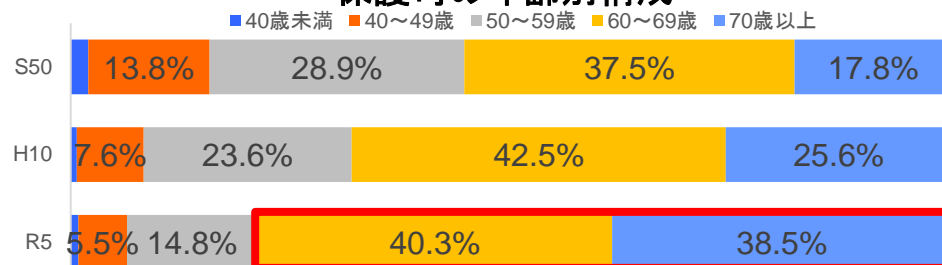
現状

保護司数



平成16年をピークに長く減少傾向にある

保護司の年齢別構成



60歳以上が約8割で、今後10年間で約半数が退任時期を迎える

保護司適任者の確保のため保護司活動への支援・負担軽減等が課題

法務省における取組

- ・保護司候補者検討協議会や保護司セミナーの開催
 - ・青年会議所など各種全国団体への候補者に係る情報提供の依頼
 - ・社会を明るくする運動による広報活動（近年は、SNSやインターネット広告などの活用）
 - ・法務大臣表彰などの各種顕彰
- 等

地方公共団体の皆様をお願いしていること (R3.7.15総務省と法務省の連名で協力依頼)

- ・保護司候補者の確保（適任者に関する情報提供、職員の保護司への就任など）
 - ・保護司会活動への支援（自宅以外の面接場所の確保など）
 - ・表彰ならびに周知
 - ・保護司活動に協力的な事業主に対する優遇措置
- 等

2 自治体に御協力いただいている事例

広報

- ・自治体の広報誌に**更生保護の特集記事**を掲載し、住民の理解を促進
- ・保護司活動に関する住民向け説明会の案内を広報誌に掲載

保護司候補者の確保

- ・保護司活動に関する**職員研修**を実施し、退職予定職員や現役職員へ働き掛け
- ・職員が保護司活動をする際の職務専念義務を免除
- ・**首長や議員、担当職員自らが保護司**となって活動に参加

保護司会活動への支援

- ・保護司会との連絡窓口（担当部署）を設置／明確化
- ・更生保護サポートセンターへ**公的施設の一部を貸与**
- ・面接場所や会議場所の無償貸与、夜間・休日の利用を許可
- ・式典での顕彰、感謝状の贈呈

8割以上の
サポートセン
ターが公的
施設に入居

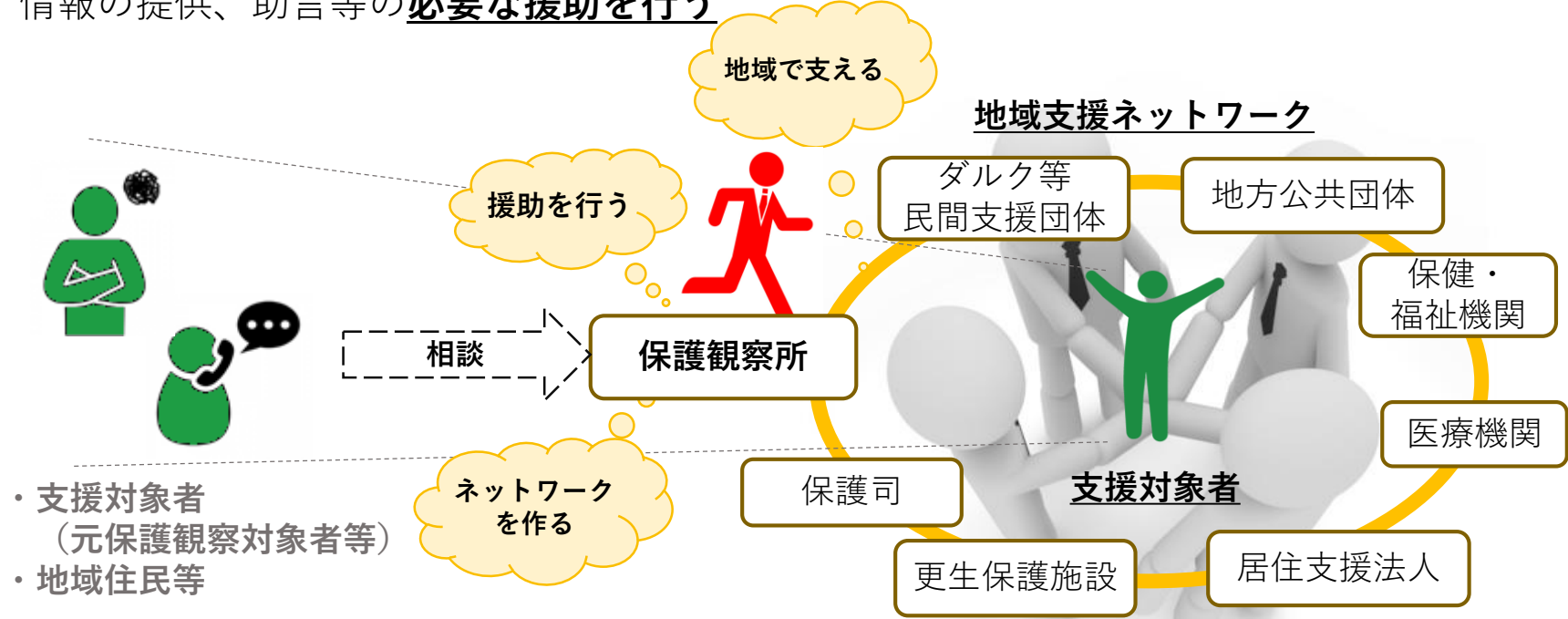
3 改正更生保護法に基づく保護観察所による地域援助

※刑法等の一部を改正する法律による改正後の更生保護法は令和5年12月1日に施行

息の長い社会復帰支援の推進に向けた「地域援助」の実施

【地域援助】

保護観察所が、犯罪をした者等の改善更生や犯罪の予防のため、地域住民又は関係機関等からの相談に応じ、情報の提供、助言等の必要な援助を行う



保護観察所が支援対象者に対して自ら援助を行うとともに、地域の支援に円滑につなぐことを可能とする地域支援ネットワークの構築に取り組む

4-① 広報・啓発

「令和4年版再犯防止推進白書」において、「再犯防止推進計画策定後の課題と今後の展望～当事者の声とともに振り返る～」を特集



令和5年12月、『陣内智則がレポート「再犯防止の現場」農園での立ち直り支援』を「YouTube法務省チャンネル」で公開



令和5年7月、「再犯防止啓発月間」のポスターを全国で掲示



4-② 広報・啓発（ブロック別再犯防止シンポジウム）

概要

「第二次再犯防止推進計画」の具体的施策「啓発事業等の実施」の一環として、全国の8つのブロックにおいて、再犯防止施策の取組・重要性について、広く国民の関心と理解を深め、その協力を得られるように、法務省機関※が連携して、それぞれの地域の特徴をいかした再犯防止シンポジウムを開催

開催時期

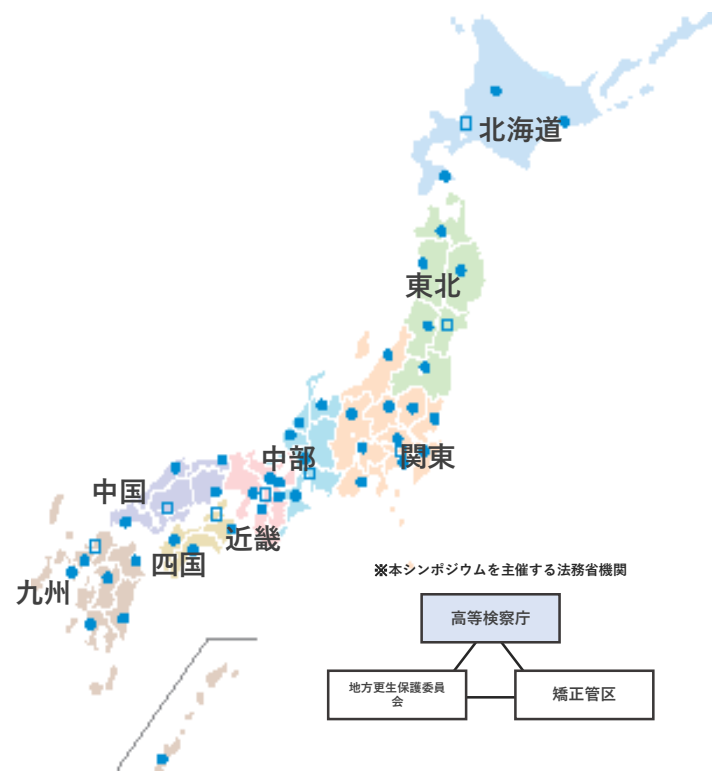
令和5年12月～令和6年2月まで

（令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症拡大により、開催中止）

開催テーマ

『**検察庁が関わる社会復帰支援・多機関連携**』

- + 近年の入口支援にまつわる動向を踏まえテーマ設定
- + テーマに関連したトークセッション、パネルディスカッションを企画
- + 関係機関との連携強化、支援のノウハウ・好事例の共有
- + **地方公共団体を始め、関係機関・団体との連携強化も促進**



ブロック別再犯防止シンポジウム（開催日程等）

ブロック	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州
日程 (予定)	2024/2/3 (土)	2024/2/16 (金)	2024/2/1 (木)	2024/2/10 (土)	2024/2/7 (水)	2023/12/2 (土)	2023/12/21 (木)	2023/12/11 (月)
会場	アスティホール (札幌市)	仙台国際セン ター(仙台市)	さいたまスー パーアリーナ TOIRO(さいた ま市)	愛知学院大学 名城公園キャン パス内ヤッ スルホール(名 古屋市)	ドーンセン ター(大阪市)	ホテル広島 ガーデンパレ ス(広島市)	レグザムホー ル(高松市)	福岡市科学館 サイエンス ホール(福岡 市)

4-④ 広報・啓発（令和5年安全安心なまちづくり関係功労者表彰）

概要

再犯防止推進法第22条及び再犯防止推進計画に基づく施策として、**再犯を防止する社会づくりについて功績・功労があった民間協力者**を表彰するため、犯罪対策閣僚会議の決定により、平成30年度から、内閣総理大臣による「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」を警察庁と合同で実施しているもの

表彰の対象

犯罪に強い社会の実現のための安全安心なまちづくりに関し、**地域社会における再犯の防止等に関する活動の推進において、特に顕著な功績又は功労のあった個人又は団体**であって、内閣総理大臣が顕彰することが適当であると認められるもの

再犯防止活動における受賞者

再犯防止活動における受賞者の方々（括弧内は推薦団体）

- ・ 大野 正博 様（岐阜県）
- ・ 関口 充 様（警視庁）
- ・ 香川大学さぬき再犯防止プロジェクトPROS（Prevent Re-Offense Sanuki）様（高松高等検察庁）
- ・ 社会福祉法人白鳩会 様（法務省矯正局）
- ・ 社会福祉法人聖隷福祉事業団
浜松市生活自立相談支援センターつながり 様（静岡地方検察庁）
- ・ 鳥取地区BBS会 様（鳥取保護観察所）
- ・ 認定特定非営利活動法人育て上げネット 様（多摩少年院）
- ・ 福井社会復帰支援ネットワーク協議会 様（福井保護観察所）

<表彰式の様子>

令和5年10月12日（木）、首相官邸において開催された表彰式では、再犯防止活動の受賞者代表として、大野正博様が、岸田内閣総理大臣から表彰状の授与を受けられました。また、香川大学さぬき再犯防止プロジェクトPROSの西田侑莉様が、受賞者を代表して謝辞を述べました。



[代表者への表彰状授与]



[代表者による謝辞]